

発委第 1 号

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 0 日 提 出

議会運営委員会

委員長 森 昭 人

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年日出町条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、改正後の同項の規定により算定される期末手当の額から、令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額に 1 6 7 . 5 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。